令和4年度 事務事業評価シート(1)

「令和3年度事務事業]

特別会計		-		Ī	事務事業分類	A 一般事務事業	¥
行が云司					尹仂尹未刀叔	A 双争分争系	Ē
事務事業名	介護予防普及啓発事業(東区)				事業番号	213-014	
担当部署名	東区役所	局	東保健福祉総合センター	部	東保健センター		課

Print									<u>l</u>					
探市基本 1														
堺市基本 1 1 1 1 1 1 1 1 1	事	業の位置	付け											
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		ш+++		有·無	戦略	略 2.人生100年時代の健康・福祉 〜Well – being〜 施策 (4) 高齢者が住み慣れた地域で心豊かに暮らし続けられ								
1			関連	有		①自立支援・介護予防・健康増進の推進								
1				有·無	指標名	票名前期高齢者の要支援認定率								
	1	1			70711	2.83%(2019年度)	2.30%(2025年度)							
大来都市 計画		抽手でして。	-			ゴール(3)すべての人に健康と福祉		3.8						
計画			関連				地域包括	舌ケアシステ	ムの推進					
2 関連計画 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)~5(2023)年度) 3 事業開始年度 平成 18 年度 点検年度 令和 7 年度 4 実施根拠 介護保険法 事業の概要 5 事業の実施主体 (実施主体たなる団体等) 各区 6 事業の対象 (対象とする人や物、対象数) 要介護認定を受けた高齢者のうち非該当と決定された者等。 対象数 80 7 事業の目的 (事業実施によりめざす状態) 自立した生活を送ることができる。 事業内容 (目的を達成するための手段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における問題を総理・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じてもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問す。訪問により、認知症予防、連動機能向上、口腔機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。 要介護状態の予防、連動機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。 要介護状態の予防、連動機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。 要介護状態の予防、運動機能向上、口腔機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。 要介護状態の予防、対象者ならびに一般高齢者については、複合型介護予防教室とつな後含型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。		計画		-				_	1					
3 事業開始年度 平成 18 年度 点検年度 令和 7 年度 4 実施根拠 (根拠法令、条例等) 介護保険法 事業の概要 各区 5 事業の実施主体 (実施主体となる団体等) 各区 6 野菜の対象 (対象とする人や物、対象数) 要介護認定を受けた高齢者のうち非該当と決定された者等。 対象数 80 7 事業の目的 (事業実施によりめざす状態) 要支援や要介護状態の予防(介護予防)、心身の状態の改善を図ることで、高齢者ができる限り住み慣ればっした生活を送ることができる。 事業内容 (目的を達成するための手段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における問題を総合いた当時である。 と呼他したり、認知症予防、運動機能向上、口腔機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。要介護状態の予防に効果が認められる対象者ならびに一般高齢者については、複合型介護予防教室につな複合型介護予防教室を加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 ※メスケシュール、実施方法・手段、事業規模・回数など 複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 ※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載 9 主な支出先(後法・補助金・魚肚金等)			KPI	無	現状値	_		目標値		_				
4 実施根拠 (根拠法令、条例等) 介護保険法 事業の概要 各区 5 事業の対象 (対象とする人や物、対象数) 要介護認定を受けた高齢者のうち非該当と決定された者等。 (財象をする人とで、高齢者ができる限り住み慣れが自立した生活を送ることができる。 7 事業の目的 (事業実施によりめどず状態) 要支援や要介護状態の予防(介護予防)、心身の状態の改善を図ることで、高齢者ができる限り住み慣れが自立した生活を送ることができる。 事業内容 (目的を達成するための手段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における問題を総理・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、生活における問題を総理・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、生活における問題を総理・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、関じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、要介護状態の予防に効果が認められる対象者ならびに一般高齢者については、複合型介護予防教室とつな複合型介護予防教室を加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。複合型介護予防教室を加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 8 ※スケシュール、実施方法・手段、事業規模・回数など 複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 ※国・府の基準より上回って実施した内容を具体的に記載 すな史比氏(森氏・細胞金・負担金等) 9 主な支出先(森氏・細胞金・負担金等) まな対策の基本の表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	プログロス 関連計画 堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和3(2021)~5(2023)年度)													
1	3	事業開始	年度			平成 18 年度	Ķ	点検年度		令和 7 年度				
事業の概要 5 (実施主体となる回体等) 各区 6 対象とする人や物、対象数) 要介護認定を受けた高齢者のうち非該当と決定された者等。 対象数 80 7 事業の目的 (事業実施によりめざす状態) 要支援や要介護状態の予防(介護予防)、心身の状態の改善を図ることで、高齢者ができる限り住み慣れらした生活を送ることができる。 事業内容 (目的を達成するための手段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における問題を総握・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、生活における問題を総握・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、生活における問題を総握・評価し、必要な相談・指導を実施する。まに認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問するおどして、生活における問題を総握・評価しより、認知症予防・運動機能向上、口腔機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を行う。要介護状態の予防に効果が認められる対象者ならびに一般高齢者については、複合型介護予防教室につな複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 8 ※スクラシュール、実施方法・手段、事業規模・回数など 複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実施する。 9 主な支出先(委託・組動金・負担金等)	4	, (10 IZ-13/C			介謹佰									
5 事業の実施主体 (実施主体となる団体等) 名区	(根拠法令、条例等) (根拠法令、条例等)													
日本 (実施主体となる団体等) 日本 (大学を与う人や物、対象数) 要 (大学を与う人や物、対象数) まま (大学を与う人や物、対象数) まま (大学を与う人できる。 まま (大学を) (
2	5				各区									
7	6		-		要介護	要介護認定を受けた高齢者のうち非該当と決定された者等。								
1	_	(対象とする	る人や物	、対象数)	80 J								
(目的を達成するための手段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における問題を総握・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じごもり、うつの恐れがある高齢者に対して訪問する。	715770									高齢者ができる限り住み憤	貫れた地域で			
施した内容を具体的に記載 9 主な支出先 (委託・補助金・負担金等)	(目的を達成するための手 段) 保健センターの看護師が、要介護認定の非該当高齢者等の居宅を訪問するなどして、生活における 握・評価し、必要な相談・指導を実施する。主に認知症、閉じこもり、うつの恐れがある高齢者に対し 訪問により、認知症予防、運動機能向上、口腔機能向上、低栄養の防止を目的とした指導助言を 要介護状態の予防に効果が認められる対象者ならびに一般高齢者については、複合型介護予防 ※スケジュール、実施方法・手 複合型介護予防教室参加者のうち、要介護状態に陥る可能性がある参加者には、個別支援を実								がある高齢者に対して訪問 的とした指導助言を行う。 複合型介護予防教室にご	引する。 Dなげる。				
10 公民連携,協働事業														
10 公民法院 伽丽于朱	10	公民連	携·協	働事業										

Ⅱ. 事業目的の達成状況

事	事業の成果や活動実績の測定								
	成果指標(目的の達成状況を測定)	単位		実	績	目標	目標 点検年度		
	成末追除(白的の建成状况を原定)	四	/	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和7年度		
			目標値	580	450	270	270		
	複合型介護予防教室参加延人数	人	実績値	0	140				
11	1		達成率	0%	31%				
	火鉢や煙が過ウにも囲む	教室に継続的に参加することでフレイル状態に陥らないようにする。							
	当該指標を選定した理由	(コロナ禍で感染症拡大防止の観点から予定教室が開催できなかった)							
	目標値の設定根拠・算出方法	コロナ禍前の実績をもとに算出							
	活動指標(成果を上げるための手段)	単位		実	績	目標			
	石動品張(成本 色土77 8728907 1 72)	+122	/	令和2年度	令和3年度	令和4年度			
			目標値	120	120	120			
	被訪問延人数	人	実績値	130	124				
12	2		達成率	108%	103%				
	当該指標を選定した理由	訪問により、要介護状態予防のための日常生活上のアドバイスを提案し、介護予防、健康寿命の延伸を図							
	ヨ政治保で選定した理由	る。							
	目標値の設定根拠・算出方法	コロナ补	8前の実績をも	とに算出	·	·			

事務事業名 介護予防普及啓発事業(東区) 213-014

Ⅲ. 投入量

事	※当初予算には、前年度からの繰越分を含む。													
		項目	令和元年度	令和2年度	令和3	3年度	令和4年度							
		埃 日	決算	決算	当初予算	決算	当初予算							
	事	業費 (a)	2,906	2,891	3,056	2,953	3,047							
		国支出金	727	723	764	738	761							
13	財	府支出金	363	361	382	369	380							
	源	市債												
	内	その他 (被保険者保険料)	1,453	1,446	1,528	1,477	1,525							
	訳	受益者負担金(使用料、手数料等)												
		一般財源	363	361	382	369	381							
14	人	牛費 (b)	0	0	0	0	0							
15	年	間経費(c)=(a)+(b)	2,906	2,891	3,056	2,953	3,047							

		項目	年	度	事業費	うち 一般財源	項	目	年	度	事業費	うち 一般財源
		報酬	R3	決算	2,296	287			R3	決算		
		羊収貨/	R4	予算	2,345	293			R4	予算		
	事	職員手当等	R3	決算	485	61			R3	決算		
14	6 費		R4	予算	485	61			R4	予算		
10		旅費	R3	決算	112	14			R3	決算		
	訳		R4	予算	157	20			R4	予算		
		需用費 消耗品費	R3	決算	60	7			R3	決算		
		而用負 月代四負	R4	予算	60	7			R4	予算		
			R3	決算					R3	決算		
			R4	予算					R4	予算		

Ⅳ. 事業の効率性

単位当たり経費

			区分	単位	令和2年度	令和3年度
	(1	① 被詞	抗問延人数	人	130	124
1	7 (2	2 上記①は	かかる年間経費	千円	1,446	1,477
	(3	③ 単位当たり経費	(②÷①×1,000円)	円/単位	11,123	11,911
	偱	備考(算出についての説明等)	事業全体におけるこの訪問業務の占め	る割合が約50%のた	め、全事業費の50%を年間経費として	いる。

V. 評価

費用対効果に係る所見

高齢化率の上昇に伴い、対象者は増加していくことから、高齢者にとってより身近な地域で事業を展開する必要があるため、令和2年度に続いて地域での複合型介護予防教室を計画したが、新型コロナウイルス感染症の影響で地域での実施はできず、区役所のみで実施した。要介護認定非該当者及び虚弱高齢者を対象として訪問等を行い、高齢者の介護予防への取組のきっかけや通いの場への参加につながるよう事業を実施し、自立した生活を送ることができる期間を延伸する支援をしていることから、望まれる費用対効果を上げている。

KPI等への寄与(基本計画等のKPI・取組の方向性や事業の目的の達成にどのように寄与したか)

要介護認定非該当者の訪問等により、虚弱高齢者の実態把握・生活評価を行い、必要な支援・指導を行うことで、フレイルや閉じこもりの恐れのある高齢者を介護予防教室や地域の通いの場への参加につなげている。そのことから、要支援や要介護状態に移行せず自立した生活を送る期間を延伸できており、前期高齢者を含む要支援認定率の減少や健康寿命の延伸に寄与している。